

	質問	回答
募集要項【企画案の概要】		
1	募集要項にて企画案の概要(A4 1枚程度でまとめたもの)とあるが、A4、1枚程度について具体的な枚数制限を教えてください。2枚以上でもOKでしょうか。また、枚数が多いと減点対象となりますでしょうか。	企画案の概要について、具体的な枚数制限及び枚数が多いことによる減点はありませ ん。 ただし、審査の効率化のため、可能な限りA4 1枚(裏表含む)程度でまとめていた くようにお願いします。
募集要項【プレゼンテーション】		
2	仮に共同事業体として応募した場合、共同事業体の構成員が代表者とともに同席や発言は可能でしょうか。	共同事業体の構成員の方が当該業務に携わる方であれば、同席・発言していただ いて構いません。
3	プレゼンテーション当日の会場への参加人数に上限(人数制限)はござい ますか。ある場合はその目安をお知らせください。	プレゼンテーション会場が小規模であるため、参加人数は2名までとさせていただきます。
仕様書【4 委託業務内容 (1)スタンプラリーイベントの企画、運営業務 ア 概要】		
4	スタンプラリーのターゲット層(年齢層や属性など)について、具体的なイ メージがあればご教示いただけますでしょうか。	特定の年齢層や属性を想定していませんが、本市としてはこれまで銭湯を利用するこ とのなかった幅広い市民の方に足を運んでいただくことで利用者数増加につながる取 組となることを期待しています。
仕様書【4 委託業務内容 (1)スタンプラリーイベントの企画、運営業務 ウ 業務内容】		
5	スタンプラリーの形式について、デジタルスタンプラリー(スマートフォン等 を活用した方式)での実施も可能でしょうか。	デジタルスタンプラリーでの実施は原則不可です。仕様書に「スタンプラリー参加記念 として残せるデザインの台紙を作成すること」を規定しておりますように、紙の台紙を使 用したスタンプラリーを想定しています。
6	景品の提供、銭湯にかかわる情報提供など、銭湯応援プロジェクトに共感 いただける民間企業に協力していただく事は可能でしょうか。	民間企業に協力いただくことは可能ですが、本事業を本市と連携して実施する京都府 浴場組合の了解が得られることが前提となります。
7	(ア)ポスター・チラシの作成及び広報活動 当該ポスター等を活用し、紙媒体で広報活動を行うとあるが、ポスターを 活用した紙媒体での広報活動とはどのようなものを想定しておられますで しょうか。	広報活動の詳細については受託候補者から御提案いただき、本市では当該提案内容 を、イベント開始前に市民向けに十分な広報活動を行う提案となっているかとの観点 から審査させていただくことから、本市の想定については回答を差し控えていただ きます。
8	(ア)ポスター・チラシの作成及び広報活動 各種情報誌・公共交通機関などへの広報物の提供・周知依頼とあるが、依 頼は貴市からもしていただけるか。(弊社経由だと広告費が発生する可 能性が高いが)すべて受託者からの依頼となるか。 特に公共交通機関(京都市営地下鉄)などで貴市枠でポスター掲示が可 能な枚数などあればご教示ください。	原則、受託者において広報物の掲示又は配布依頼は実施してください。また、追加で の費用負担が発生することから、地下鉄等でのポスター掲示枠の確保は行っておりま せん。追加費用の発生しない広報物の周知依頼等であって、受託者ではなく本市が 依頼をする合理的な理由があれば、協議の上で本市が依頼を行うことは可能です。
9	(ア)ポスター・チラシの作成及び広報活動 ポスター及びチラシの制作部数はどの程度準備すればよろしいでしょうか。	委託金額の範囲内で御提案いただき、本市では当該提案内容を審査させていただ きます。
10	(イ)スタンプの作成 「ラリースポットごとに異なる版面のスタンプを作成するとともに、予備の スタンプを作成」とあるがスタンプの大きさ・仕様などの制限や予備の本数 を含めた本数の具体的な考えがあれば提示をお願いします。	京都府浴場組合に加盟する市内の銭湯の数毎にスタンプ(予備含めて2本)を想定し ています。スタンプの大きさ・仕様などについては、他の御提案内容(スタンプカードの 詳細や、特典の配布方法等)を踏まえて総合的に決定してください。 ※京都府浴場組合に加盟する市内の銭湯(令和6年度末時点:80施設)
11	(イ)スタンプの作成 制作するスタンプの版面はラリースポットごとに異なるものと事ですが、予 備の版面は共通でもよろしいでしょうか。	予備スタンプの版面についても、ラリースポット毎に異なるものとしてください。(当初使 用している版面と同一の版面で構いません)
12	(ウ)スタンプ台紙の作成 「スタンプラリー参加記念として残せるデザインの台紙を作成すること。」と あるが、当選者のスタンプの押印を受託者が確認し、特典の当選を行う場 合、応募が発生し、記念として残せるという部分との矛盾が生じるように思 うが、スタンプ押印についてのルール(1台紙に1枠しか押印不可など)の明 確な想定基準はどうお考えでしょうか。	「スタンプラリー参加記念として残せるデザインの台紙を作成すること」と「銭湯の利用 促進につながる商品を用意し、当選者に発送すること」との条件を満たしていただく必 要がありますが、その他の特典の応募方法については自由です。 なお、各銭湯でスタンプ押印を完了した台紙を確認した後、台紙を回収せず、別途応 募はがきを提示する等して、両条件を満たした抽選の申し込みを行わせる方法がある と想定しています。
13	(ウ)スタンプ台紙の作成 スタンプ台紙の制作部数は何部で想定されてますでしょうか。 また、スタンプ台紙の配布場所等は指定・想定されてますでしょうか。	多くの市民の参加を促すという事業目的を勘案したうえで、受託候補者が自由に制作 部数を設定可能です。なお、配布場所は京都市内の各銭湯を想定していますが、そ れ以外の場所での配布を妨げるものではありません。
14	(エ)特典の用意 利用促進につながる商品の単価はどの程度でお考えでしょうか。 また、当選者数の指定はありますでしょうか。	商品の単価は委託金額の範囲内で自由に設定していただいて構いません。当選者数 について指定はございません。
15	事業終了後、特典に在庫が生じた場合の取り扱いはどうになります か。	特典に在庫が生じた場合、物品の所有権は京都市が有します。

16	銭湯の利用促進を目的に用意した特典を、スタンプラリーの景品以外でも併用して使用することは可能でしょうか？（例えば銭湯関連イベントを実施しての販売行為等）	銭湯の利用促進につながる商品についてはスタンプラリーの特典として利用することから、他事業に使用することはできません。
17	スタンプラリーを行う際、応募に必要な個人情報の管理及び取り扱いの管轄はどちらになりますでしょうか。	受託者が個人情報を管理します。受託者の決定後、協議のうえで、個人情報の保護に関する規定を含めた契約を締結することを予定しています。
18	本事業の公式SNSやWEBサイトを広報目的に立ち上げた際、事業終了後はどのような取り扱いになりますでしょうか？	本事業の公式SNSやWEBサイトを広報目的に立ち上げた場合、事業終了後は閉鎖いただきますようお願いいたします。
仕様書【4 委託業務内容（2）キックオフイベントの企画、運営業務】		
19	ア 概要 キックオフイベントでの想定来場者数はありますでしょうか	来場者数の想定はありません。また、本事業の目的に沿うのであれば、YOUTUBE等を利用したインターネット公開型のイベントでも構いません。
20	イ 開催日時及び開催場所 京都市役所前広場での開催の場合、ステージ設置等は当日の何時から実施可能でしょうか。	京都市役所前広場での開催の場合、ステージ設置は当日の朝7時から実施可能です。
21	イ 開催日時及び開催場所 京都市役所前広場での開催の場合、ステージ設置等に伴い市役所前広場への車両乗り入れは可能でしょうか。	車両乗り入れは可能ですが、イベントに直接使用する車両や資材等の搬出車両に限ります。搬入車両は、搬出入作業時のみ留め置きが可能です。また、広場に入構できる車両は、総重量が5トン以内かつ幅約2メートル以内の車両に限ります。